官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

独立行政法人国立高等専門学校機構

代表者の氏名

（変更前）

河野伊一郎

（変更後）

林　勇二郎

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録海技免許講習に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録海技免許講習実施機関の名称

（変更前）

独立行政法人国立高等専門学校機構　富山商船高等専門学校

（変更後）

独立行政法人国立高等専門学校機構　富山高等専門学校

二　登録海技免許講習実施機関の住所

（変更前）

富山県射水市海老江練合一番二

（変更後）

富山県富山市本郷町十三

三　代表者の氏名

（変更前）

河野伊一郎

（変更後）

林　勇二郎

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録船舶職員養成施設に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録船舶職員養成実施機関の名称

（変更前）

独立行政法人国立高等専門学校機構　富山商船高等専門学校

（変更後）

独立行政法人国立高等専門学校機構　富山高等専門学校

二　登録船舶職員養成実施機関の住所

（変更前）

富山県射水市海老江練合一番二

（変更後）

富山県富山市本郷町十三

三　代表者の氏名

（変更前）

河野伊一郎

（変更後）

林　勇二郎

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録操縦免許証更新講習実施機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十二年三月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録操縦免許証更新講習実施の名称　堀川　正志

㈠　登録操縦免許証更新講習実施機関の住所

（変更前）

福岡県福岡市城南区金山団地六番五〇一号

（変更後）

福岡県福岡市早良区室見四丁目二十番二十二の二〇六号

㈡　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

福岡県福岡市城南区金山団地六番五〇一号

（変更後）

福岡県福岡市早良区室見四丁目二十番二十二の二〇六号

二　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社ロイヤルコーポレーション

㈠　登録操縦免許証更新講習実施機関の住所

（変更前）

東京都港区西新橋三丁目二十五番四十七号愛宕マークビル四階

（変更後）

東京都新宿区市谷本村町二の十一　外濠スカイビルディング二〇一号　二〇三号

㈡　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

東京都港区西新橋三丁目二十五番四十七号愛宕マークビル四階

（変更後）

東京都新宿区市谷本村町二の十一　外濠スカイビルディング二〇一号　二〇三号